

十 数年来続いた公共事業に対する逆風が静まり、防災やメンテナンス、東京オリンピック・パラリンピックに向けてのインフラ整備が急務となり、公共事業に関わる建設産業は明るさを取り戻した。順風の今のうちに建設産業が発展し続ける仕組みができることを期待したい。逆風下では、公共事業予算の縮小に加え、過当競争による利益率の低下が、優良な企業を含む建設産業全体を疲弊させた。予算の拡大・縮小いずれの局面でも優良な企業が適正な利潤を確保できる仕組みづくりが必要である。

二〇〇五年に品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）が制定され、公共工事について価格と品質を総合評価する落札方式の導入が拡大された。行き過ぎた価格競争が防止され健全な競争環境が整うと期待されたが、談合訣別の二〇〇六年以降、著しい低入札が頻発した。技術力で大差がなければ低価格競争になり、価格で差がつかなければコスト負担の大きい技術提案を行う「技術ダンピング」が起きた。下請価格や技術者・技能者の賃金にもしわ寄せが及び、業界全体が疲弊した。実勢価格をもとに積算される予定価格が上限となるので、実勢価格は年々下がるデフレスパイラルとなった。

一方、公共工事の発注が増加する局面では入札不調が多発した。発注者が市場価格の上昇に追従できずに予定価格を設定するので、担い手不足もあり採算性の低い工事が敬遠される。

各 人 各 説

五輪後の建設産業の発展のために

日本大学生産工学部土木工学科 教授

木下誠也

Seiya Kinoshita



わが国独特の予定価格の上限拘束を見直す必要があるが、これを廃止するだけでは企業間の健全な競争によって落札価格が決まる状況にはならない。わが国では、落札額が決まってから下請価格が決まる、いわば上流から下流へと価格が決まる構造がある。企業間の競争により適正に価格が決まる仕組みにするには、海外のように下流から上流に価格が決まる構造にする必要がある。このためには、労務賃金決定の仕組みや元下間の商慣習の見直しが必要になる。

二〇一四年六月の品確法改正では、企業の適正利潤の確保や経済社会情勢の変化を考慮して予定価格を設定することと規定された。これを価格決定構造転換のためのステップととらえ、発注者側は企業の見積りをベースに予定価格を設定するなどの方式を拡大し、受注者側は下請等の価格を尊重するよう努め、双方が下流から上流へと価格が決まる構造に近づけるよう努力することが肝要である。

そのうえで予定価格の上限拘束を廃止すれば健全な競争環境が生まれ、技術と経営に優れた企業は適正な利潤を確保することができるようになる。このような競争環境に習熟することこそ海外市場における競争力を強化することにもつながる。

発注者・受注者双方の努力により、五輪後にも建設産業が健全に発展できる仕組みづくりがなされることを期待したい。